

用口座」および「利用口座」から引落すものとします。また、振込手数料については、当行所定の日に契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落すものとします。前号の振込手続きにかかる領収書等の発行はいたしません。

4.依頼内容の取消・組戻し

(1)依頼内容の取消

依頼内容の取消は、契約者が当行所定の方法により行うものとします。なお、当行への連絡の時期等によっては、取消ができないことがあります。

(2)依頼内容の組戻し

①当行がやむを得ないと認めて組戻しを受付ける場合には、当行所定の手続きにて受付るものとします。また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料(消費税を含みます)をいただきます。
②組戻しにより、契約者の指定する振込先口座のある金融機関(以下「振込先金融機関」といいます)から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。なお、この場合本条第1項第2号の振込手数料は返却いたしません。

③前1、2号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第4条 振替サービス

1.内容

振替サービスとは、当行が契約者の依頼にもとづき、契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」間で、契約者の指定する金額を振替えるサービスをいうものとします。

2.振替限度額

振込・振替限度額は、契約者が当行に書面により届出した金額とします。ただし、その上限は当行所定の金額の範囲内とし、契約者による申込書への振込・振替限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を限度とします。また、1日あたりの振込・振替限度額とは、振込・振替依頼基準で、本条第3項第1号の当行振替の金額と予約振替の金額を合算したものとします。なお、振替額の限度を超えた取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。

3.取りの手続き等

振替の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。
なお、振替には当日振替と予約振替があり、予約振替は当行所定の日まで指定できます。また、当日振替を利用する場合、当行所定の取扱日・取扱時間以外には利用いただけません。

当行は本規定第1項通じて、振替内容が確定した後、振替資金を振替日当日に契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落すものとします。また、振替手数料については、当行所定の日に契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落すものとします。

III.一括データ伝送サービス

第1条 一括データ伝送サービス

一括データ伝送サービスとは、契約者がパソコン等を通じて、インターネット等により当行に「総合振込」「給与振込」「地方税納付」「Net集金」「口座振替」「預金回収」「入出金明細照会(全銀フォーマット)」等の振込等各データを伝送するサービスをいいます。

第2条 総合振込サービス

1.総振込の内容

(1)当行に契約者からの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した総合振込業務を受託します。なお、振込先として指定でき取扱店は、当行の国内本支店および「全国データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の方法により当行所定の振込手数料をいただきます。

(2)支払手数料(代表口座兼利用口座)または契約者が支払手数料として指定した「利用口座」である普通預金および当座預金とします。

(3)振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。

(4)当行に振込受取人にへ、金通知は行いません。

(5)契約者の依頼もとでご当行が発行した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。

当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があつた場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引落して口座に入金します。

なお、この場合、前号の振込手数料は返却いたしません。

(6)代表口座兼利用口座と利用口座)を併せて一日あたりの総合振込における一括データ伝送処理依頼限度額は、当行所定の一括データ伝送限度額の範囲内かつ契約者により登録された一括データ伝送限度額の範囲内とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の一括データ伝送限度額を変更することができます。

2.取りの手続き等

(1)振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。

(2)処理依頼日は、お客様のパソコン等の端末から指定して振込を依頼してください。

この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。

なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することができます。

(3)振込資金は、振込指定日の前営業日までに当行に交付するものとします。また残高不足の場合には、振込を中止させていただく場合があります。

3.依頼内容の取消・組戻し

(1)依頼内容の取消

契約者の依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消はできませんのであらかじめご了承ください。

(2)依頼内容の組戻し

①当行がやむを得ないと認めて組戻しを受付ける場合には、当行所定の手続きにて受付けるものとします。

また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料(消費税を含みます)をいただきます。

②組戻しにより、契約者の指定する振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。なお、この場合本条第1項第1号の振込手数料は返却いたしません。

③前1、2号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第3条 給与振込サービス

1.給与振込の内容

(1)当行に契約者からの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した契約者が支給する給与・賞与・報酬等(以下「給与」といいます)の振込業務を受託します。

なお、振込先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店および「全国データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の方法により当行所定の取扱手数料をいただきます。

(2)支払手数料(代表口座兼利用口座)または契約者が支払手数料として指定した「利用口座」である普通預金および当座預金とします。

(3)振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。

(4)当行に振込受取人にへ、金通知は行いません。

(5)契約者の依頼もとでご当行が発行した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。

当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があつた場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引落して口座に入金します。

なお、この場合、前号の振込手数料は返却いたしません。

(6)代表口座兼利用口座と利用口座)を併せて一日あたりの総合振込における一括データ伝送処理依頼限度額は、当行所定の一括データ伝送限度額の範囲内かつ契約者により登録された一括データ伝送限度額の範囲内とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の一括データ伝送限度額を変更することができます。

2.取りの手続き等

(1)振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。

(2)処理依頼日は、お客様のパソコン等の端末から指定して振込を依頼してください。

この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。

なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することができます。

(3)振込資金は、振込指定日の前営業日までに当行に交付するものとします。また残高不足の場合には、振込を中止させていただく場合があります。

3.依頼内容の取消・組戻し

(1)依頼内容の取消

契約者の依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消はできませんのであらかじめご了承ください。

(2)依頼内容の組戻し

①当行がやむを得ないと認めて組戻しを受付ける場合には、当行所定の手続きにて受付けるものとします。

また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料(消費税を含みます)をいただきます。

②組戻しにより、契約者の指定する振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。なお、この場合本条第1項第1号の振込手数料は返却いたしません。

③前1、2号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

4.支払開始時期

受取人に対する給与振込の支払可能開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。

第4条 地方税納付サービス

1.地方税納付の内容

(1)当行に契約者からの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した契約者が行う特別徴収地方税の納付業務を行います。

また、納付の受付にあたっては、当行所定の取扱手数料をいただきます。

(2)支払手数料(代表口座兼利用口座)として登録されている普通預金および当座預金とします。

(3)サービス開始日は、お申込いただいた日の属する月の2ヶ月後の納付指定日とします。

(4)納付指定日は、毎月10日(但し、当日が銀行休業日の場合には翌営業日)とします。

(5)納付手数料は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。

(6)契約者の依頼もとでご当行が作成された日時までに所定の方法で行ってください。

(7)代表口座兼利用口座と利用口座)における一括データ伝送処理依頼限度額は、当行所定の一括データ伝送限度額の範囲内かつ契約者により登録された一括データ伝送限度額の範囲内とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の一括データ伝送限度額を変更することができます。

2.取りの手続き等

(1)納付の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。

(2)納付手数料は、納付指定日までに当行に交付するものとします。

3.依頼内容の取消

契約者の依頼した取引について、当行がデータを受信した後においては取消はできませんのであらかじめご了承ください。なお、金額等の変更のある場合は、納付先の各市区町村と協議してください。

4.操作負担

当行および契約者は、それぞれの責に帰すべき事由により生じた損害を負担することとします。当行および契約者のいずれの責による

か明らかでないときは、両者で協議して定めることとします。

第5条 Net集金(口座振替・代金回収)サービス

1.Net集金(口座振替・代金回収)サービスの内容

当行は契約者からの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用して預金口座振替による収納業務を受託します。

2.契約の締結

Net集金(口座振替・代金回収)ご利用の場合は別途締結していただく契約書により取り扱います。

第6条 入出金明細照会(全銀フォーマット)

1.入出金明細照会(全銀フォーマット)のご利用にあたっては「とりぎん法人インターネットバンキング」入出金明細照会(全銀フォーマット)

申込書によよりお申込みください。

2.当行所定の方法により入出金明細を受信することができます。

IV.料金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」

1.料金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」

1.内容

料金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」(以下「料金等払込み」といいます。)は、当行所定の取扱機関に対し、税金、手数料、料金等(以下「料金等」といいます。)の払込みを行うため、お客様が当行のインターネットバンキングを利用して、払込資金をお客様の指定する取扱機関と利用口座(および利用口座)から引落すことにより料金等払込みを行うサービスです。

2.ペイジー限度額

民間企業への払込み限度額は、契約者が当行に書面により届出した金額とします。ただし、その上限は当行所定の金額の範囲内とし、契約者による申込書へのペイジー限度額の記入がない場合は、100万円を限度とします。国庫金・地方公共団体への払込み額に制限はありません。

なお、ペイジー限度額の増額が必要な場合は当行所定の書面により届出ください。減額につきましては、法人インターネットバンキングで操作可能です。

3.取扱の手続き等

(1)料金等の払込みをするときは、当行が定める方法および操作手順に従ってください。

(2)お客様のパソコン等において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号その他の当行所定の事項を正確に入力して、納付情報等は請求情報を確認した上で、料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当行のインターネットバンキングで引き継がれます。

(3)前2号の場合は引き継ぎの結果として、パソコンの画面に表示される納付情報、または請求情報を確認したうえで、「確認用パスワード」等の当行所定の事項を正確に入力してください。

(4)当行に受信したお客様の「確認用パスワード」等の一致を確認した場合は、お客様のパソコンの画面に手続きしようとする内容が表示されますので、お客様のパソコンの画面に手続きを行ってください。

(5)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続き内容を確認のうえ、料金等払込みの手続きを実行する場合とします。

(6)本規定第1条第6項等の以下の場合は、料金等払込みを行ってできません。

①あたる日の料金等が、当行所定の金額を超える場合

②収納機関から納付情報または請求情報を確認した上で、料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当行のインターネットバンキングで引き継がれます。

③その他の当行が定めた場合

(7)料金等払込みの利用時間は、当行が定める時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内と異なる場合があります。

(8)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(9)当行は、料金等払込みに関する納付証書(領収書)を発行いたしません。収納機関に直接お問い合わせください。

(10)収納機関からの連絡により、料金等払込みが取り消されることがあります。

(11)当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みの利用が停止されることになります。

(12)前9号の利用手数料は、お客様の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」の預金科目により取扱時間が異なっている場合とします。

(13)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(14)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(15)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(16)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(17)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(18)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(19)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(20)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(21)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(22)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(23)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(24)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(25)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(26)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(27)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(28)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(29)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(30)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(31)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(32)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(33)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(34)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(35)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(36)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(37)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(38)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(39)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(40)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(41)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(42)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(43)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(44)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(45)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(46)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(47)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(48)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(49)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(50)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(51)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(52)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(53)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(54)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(55)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(56)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(57)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(58)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(59)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより手続きを行ってください。

(60)料金等払込みに